

社会福祉法人 江寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 江寿会（以下「当法人」という）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給する。また法人業務、研修の参加等を行う場合、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を終了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等への報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等の報酬等の額は次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1、別表4に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支払い時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前日か前々日に支払うものとする。
- (2) 賞与については、毎年 夏期、冬期とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び放任から申し出があった

ときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(常勤役員等への報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

【別表 1】常勤役員等への報酬額

月額	570,000 円
----	-----------

【別表 2】常勤役員等への賞与

夏期の賞与	報酬月額 × 2 ヶ月分
冬期の賞与	報酬月額 × 2 ヶ月分

【別表 3】常勤役員等の退職手当算定式

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数

上記在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとする。ただし 1 か月未満は 1 か月に切り上げる。

【別表 4】非常勤役員等への報酬額

(1) 評議員

評議員会へ出席の場合	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

上記のほか、法人の研修等に参加する場合には、法人旅費規程に基づき支給する。

(2) 理事

理事会へ出席の場合	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

上記のほか、法人の研修等に参加する場合には、法人旅費規程に基づき支給する。

(3) 監事

監事監査へ出席の場合	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

上記のほか、法人の研修等に参加する場合には、法人旅費規程に基づき支給する。